

指定法人への指導監査結果について

1 第3回有識者会議（令和元年10月7日開催）における構成員からの助言・意見に対する対応状況

令和元年度指導監査：

平成30年度指定法人の事業実施状況に対して、令和元年7月11日、12日に指導監査を実施し、同年10月の有識者会議において、その監査結果を報告。その際の構成員からの助言・意見に対する指定法人の対応状況。

2 前回（令和元年7月11日、12日実施）の指導監査における指摘事項への改善状況

令和元年度指導監査：

平成30年度指定法人の事業実施状況に対して、令和元年7月11日、12日に指導監査を実施し、同年10月の有識者会議において、その監査結果を報告。厚生労働省からの指摘事項に対する指定法人の改善状況。

3 令和2年度に実施した指定法人に対する指導監査の結果

令和元年度指定法人の事業実施状況に対して、厚生労働省が令和2年8月4日、5日に指導監査を実施。厚生労働省からの指摘事項とこれに対する指定法人の改善状況。

4 今回の指導監査結果から見えた課題・対処方針

1 第3回有識者会議（令和元年10月7日開催）における構成員からの助言・意見に対するの対応状況

平成30年度指定法人の事業実施状況に対して、令和元年7月11日、12日に指導監査を実施し、同年10月の有識者会議において、その監査結果を報告。その際の構成員からの助言・意見に対する指定法人の対応状況。

○協会の業務運営において、どんなリスクがあるのか洗い出しを行い、何が不足しているのかを検討すべき[熊谷構成員]

○健康管理にまず重点を置くと同時に、長期的には人材の補充、育成が大事である[戸部構成員（当時）]

→健康管理の改善

協会職員に対しては、年一回の健康診断に加え、令和元年11月に嘱託産業医と契約を結び派遣前の問診を実施することとした。協会職員以外の派遣員に対しては、令和2年2月27日に旅費規程の改正を行い、支度料を約8,000円増額（14,040円→22,000円）し自己負担がないようにすることにより、健康診断を受診しやすい環境の整備を行った。

（全ての派遣員は派遣前に健康診断を必ず受診することになっており、派遣前に受診した健康診断の結果は、当該年度内は有効としている。）

→職員研修の強化

現地での情報収集や御遺骨の収集手順等従来の研修に加え、今年度は新たに救命講習（AED講習）や遺骨鑑定に関わる研究室の視察等を実施することで、遺骨収集に附属する能力の育成を図った。

→人材補充について

令和元年度における協会職員の採用試験については、公募による書面選考（履歴書、作文）及び部長職以上による面接を行い決定している。採用にあたっては遺骨収集経験の有無は特段考慮しておらず、御遺骨への尊厳を重んじ、意欲のある方を前提とし、協調性及び体力のある方かどうかを特に重視した。

結果、令和2年度は13名（職員12名、臨時職員1名）の採用を行い、語学の堪能な者や地図の読図能力を持った者も採用した。

2 前回（令和元年7月11日、12日実施）の指導監査における指摘事項への改善状況

平成30年度指定法人の事業実施状況に対して、令和元年7月11日、12日に指導監査を実施し、同年10月の有識者会議において、その監査結果を報告。厚生労働省からの指摘事項に対する指定法人の改善状況。

令和元年度指導監査における「文書指摘」

(1) 契約にかかる予定価格の作成

法人の会計規程において、契約責任者が作成することとされている予定価格が未作成となっていたため、会計規程に基づき、必要な予定価格を作成するよう前回の監査において指導。

⇒ 改善（令和2年度監査において、予定価格を作成していることを確認）

※ なお、令和2年度の監査において、当該指摘に関連する口頭指摘あり。（後掲。4頁 口頭指摘（2）不落を見据えた契約手続きを参照）

令和元年度指導監査における「口頭指摘」

(1) 文書取扱規程の整理

法人の文書取扱規程において、文書の機密性が具体的に定まっておらず、上司の許可なく外部に内部資料を提供した事案が発生したため、文書の機密性について規程の整理をすること、定期的に職員へ指導することの2点について、前回の監査において指導。

⇒ 改善（文書に機密性の分類を設けた上で文書取扱規程を改訂していることを確認。また、研修を通じて職員に周知していることを確認）

令和元年度指導監査における「助言」

(1) 各種管理者等の書面による辞令の交付

印章の管理者、個人情報保護管理者等の指名について、口頭による指名のみだったため、書面による辞令交付を行ってはどうかと助言。

⇒ 今年度も一部、書面による辞令交付が行われていないことを確認。令和2年度の監査においても引き続き助言。（後掲。5頁 助言（2）各種管理者等の書面による辞令の交付を参照）

(2) 会計処理等の業務手順書の作成

会計処理等に関する職員向けの手順書がないため、新規採用職員等でも適切に作業ができるよう各種業務内容を記載した手順書を作成してはどうかと助言。

⇒ 改善（年間・月間の重要な事務の一覧を示した書類を作成し、担当者内で共有していることを確認）

3 令和2年度 指定法人に対する指導監査結果（概要）

指導監査日時

令和2年8月4日（火）～5日（水）

令和元年度指定法人の事業実施状況に対して、厚生労働省が令和2年8月4日、5日に指導監査を実施。厚生労働省からの指摘事項とこれに対する指定法人の改善状況。

文書指摘

代表理事の職務執行状況の報告

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款において、代表理事（会長、副会長、専務理事）は、職務執行状況を理事会に対して年度毎に最低でも4ヶ月を超える間隔で2回の報告が必要とされているが、令和元年度については、報告が年度で1回のみ（第16回定時理事会（令和2年3月26日開催）において1年分の職務執行状況を報告）であったため、年度内に最低2回の報告を行うよう指導。[令和2年10月15日付文書で通知]

【現在の状況】

新型コロナウイルスの影響に鑑み、第21回臨時理事会（書面評決）の中で、令和2年度上半期の代表理事の職務執行状況を報告した。また、令和3年3月末開催の定時理事会において報告を行う。[令和2年11月12日付文書で受領] 来年度は、WEB会議形式も含め、法令に則した2回の報告を行うようにする。

口頭指摘

(1) 個人情報保護体制の整備

個人情報の保護規程において定められている個人情報保護監査責任者が、専務理事から選任されていなかったため、規程で定められた体制を整備するよう指導。

【現在の改善状況】

令和2年8月17日、規程で定められた体制を整備した上で、体制を一覧表にまとめ、職員に対して周知を図った。

(2) 不落を見据えた契約手続き

契約にかかる予定価格は作成しているものの、一部の契約において、事業の開始に間に合わないとの理由で、予定価格を上回った金額で契約を締結している案件が確認されたため、予定価格を上回る入札に対応できるよう、不落を見据えた契約手続きを行うよう指導。（令和元年度指導監査における指摘事項の継続）

【現在の改善状況】

次回以降の調達は、入札価格が予定価格を上回り、不落となった場合に再公募の手続きを経ても、派遣準備に支障なく契約できるようなスケジュールで調達を進めることとする。

(3) 月次契約状況報告書の作成

協会の会計規程において、毎月、整備するよう定められている月次契約状況報告書が備えられていなかったため、これを作成するよう指導。

【現在の改善状況】

令和2年11月、月次契約状況報告書を作成し、経理責任者及び関係職員に対して周知を図った。

助 言

(1) 支出の決定における決裁権限の整理

支出の決定にかかる決裁については、内規（決裁事務取扱区分）により支出の金額等により決裁権者を区分することになっているが、実際は全ての支出の決裁について専務理事が決裁を行っていたため、適切な決裁処理を行うよう助言を行った。

※ 平成30年度の指導監査で助言を行い令和元年度の監査を経て内規が整理されたものの、内規に基づいた運用がされていなかった。

【現在の改善状況】

令和2年8月31日、決裁区分を整理した一覧表を作成し、協会事務局内の決裁が終了。当面は現決裁区分が適切かどうかを確認し、来年度にその結果を踏まえて必要な部分の見直しを行う予定。

(2) 各種管理者等の書面による辞令の交付

個人情報の保護規程に定めている個人情報保護管理者など、一部、書面による辞令交付が行われていないことを確認。

今年度は、業務簡素化の観点から、辞令交付にこだわらず、各種管理者等一覧表を作成し、職員等に周知するなどの代替手段を検討するよう助言を行った。

【現在の改善状況】

令和2年8月17日、各種管理者一覧表を作成し、職員に対して周知を図った。

4 今回の指導監査結果から見えた課題・対処方針

(1) 課題

令和元年度実績を対象とした指導監査において、前回の指導監査実施時の指摘事項については概ね改善されているが、代表理事の職務執行状況の理事会への報告が適正に行われていないことや、個人情報の保護規程において定められている個人情報保護監査責任者が、専務理事から選任されていないなど、一部、法令や内部規程の遵守が徹底されていないなどの課題が認められる。

(2) 対処方針

文書指摘を行ったものについて、文書での改善状況の報告を求め、確実に実行されているか確認を行い、口頭指摘事項及び助言事項についても適正な対応が行われているかどうか、適宜改善状況の報告を求め、継続的に確認を行う。

また、法令等に基づき適正な運営が行われているかについて、引き続き指導監査を行っていく。

(参考資料) 指定法人の概要

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

平成28年4月1日

2 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(平成28年5月31日閣議決定)」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(抄)

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- ・ 平成28年度から令和6年度(平成36年度)までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
(※) 外務省: 関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省: 硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- (1) 厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
(※) 実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
- (2) 情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。 関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
樺太・千島(北樺太を除く)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

3 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日（同年10月事業委託、同年11月活動開始）

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

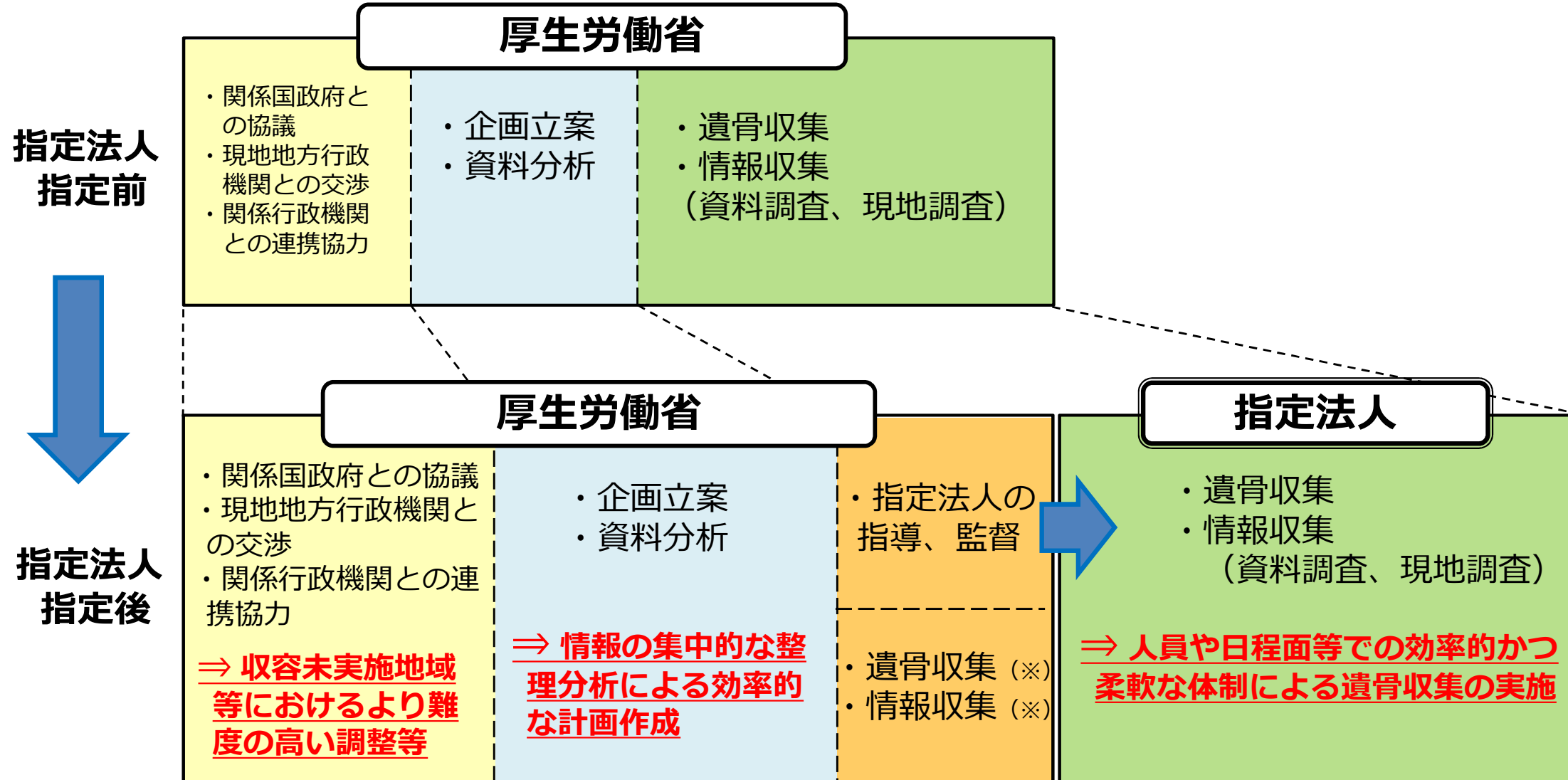
2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

4 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



※国が現地政府等との協議等を主体的に実施する必要がある地域 例：フィリピン

5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ①

1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収集及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

2. 設立

平成28年7月1日

3. 所在地

東京都港区西新橋1丁目5番11号 「11東洋海事ビル」 5階 (ホームページアドレス：<http://jarrwc.jp/>)

4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

5. 社員 (13団体)

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリニュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

6. 役員

役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。
副会長	2名	うち1名は一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成等
理事	8名	理事会を構成し、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を業務を行う。 ① 理事の職務、法人の業務及び財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

【役員一覧】

会長（代表理事）	尾辻 秀久	参議院議員
副会長（代表理事）	眞野 章	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長
副会長	水落 敏栄	参議院議員、一般財団法人 日本遺族会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	住田 陸快	全国ソロモン会副会長
理事	影山 幸雄	水戸二連隊ペリリュー島慰霊会事務局長
理事	岩淵 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	植木 美知男	公益社団法人 隊友会事務局長
監事	畔上 和男	一般財団法人 日本遺族会専務理事
監事	瀬尾 昌平	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事